



「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（調整給付金）のご案内

定額減税^(※)の対象でありながら、減税しきれないと見込まれる方に対し、減税しきれない額を1万円単位で切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

※定額減税とは、納税義務者本人及び同一生計配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の計4万円を減税する制度です。

調整給付金の支給額

(1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)

令和6年分推計所得税額(減税前)
※令和6年中に確定しないため、前年の令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計した額。

= ①所得税分控除不足額
①<0の場合は0

(2) 「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)

令和6年度分個人住民税所得割額
(減税前)

= ②個人住民税分控除不足額
②<0の場合は0

「調整給付額」の算出方法

①所得税分控除不足額

+

②個人住民税分控除不足額

= 調整給付金支給額
(1万円単位で「切り上げて」算出)

注) 「扶養親族」には控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

支給対象（要件）は裏面をご確認ください。

確認書・必要書類等の
準備ができたなら



提出の方法

同封の返信用封筒をご利用いただき、**申請期限内**にご提出ください。

申請期限：
令和6年10月31日(木)消印有効



東広島市臨時特別給付金
相談窓口

東広島市役所 1階
東広島市西条栄町 8-29

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

(1) 支給対象者（要件）

- ・定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された納税義務者本人の「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

(2) 確認事項及び申請に必要な書類

■確認書

- ・給付金を受け取るための金融機関口座情報を記入してください。
- ・納税義務者本人の代理人が給付金を受け取る場合、裏面の代理人申請欄への記入が必要です。

■必要な同封書類

①本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード（表面）等、いずれか1点の写し（コピー）

②受取口座を確認できる書類

※通帳、キャッシュカード等の写し（コピー）

ネットバンキングの場合

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かる部分の写し（コピー）

③代理人による申請・受け取りを希望する場合は、代理人の本人確認書類

 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

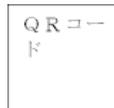
東広島市臨時特別給付金事務処理センター



0120-780-125（コールセンター）

受付時間 平日 8:30～17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応



※制度の概要及び申請方法動画はQRコードを読み込んでください。